

株式会社明成商会に対する債権の弁済受領完了について

平成17年3月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受け、これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社明成商会

2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成15年9月26日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年10月31日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後、平成16年3月31日に機構が対象事業者に出資を行い、事業再生に取り組んできました。

その後、東京コンピュータサービス株式会社をスポンサーに選定し、平成17年2月28日、機構と同社との間で株式譲渡契約を締結し、同年3月14日、譲渡を完了しました。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本3,329百万円の債権を、金融機関等から1,594百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（1,651百万円）を行った後、残った債権1,678百万円について弁済を受けておりましたが、今回機構債権の残債権全額に当たる209百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437